



さいたま市

保存版

# ホームメモ水道



水道局ホームページ

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/index.html>



使用者番号

応急給水場所

# ① 引っ越しのとき

## 目次

1	引っ越しのとき	1
2	水道料金について	
	●お支払方法	2~3
	●納入証明書が必要なとき	4
	●水道料金の減額について	4
	●「使用水量等のお知らせ」の見方	5
	●水道料金表と計算方法	6~7
3	検針と水道メーター	8
4	こんなときはあわてずに	
	●水が出ない	9
	●水が濁る	9
5	漏水について	10~11
6	家庭の水道のしくみ	12~13
7	水質について	14~15
8	インフォメーション	
	●悪質な水道修理業者などへの注意	15
	●受水槽(タンク)や高置水槽の管理は十分に	16
	●小規模貯水槽水道の点検をしています	17
9	災害に備えて	
	●いざというときの応急給水	18~19
	●災害時の飲料水確保はこちらから	18
	●お近くの応急給水場所を確認しましょう	20

※各ページのお問合せの番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお掛けください。  
※ご連絡の際は、**使用者番号**をお知らせいただくとスムーズです。  
(「使用水量等のお知らせ」「納入通知書(請求書)」などに記載されています。)

### お問合せは

次のようなときは、**水道局電話受付センター**にご連絡ください。

#### ○新たに水道を使い始める

水が出る場合でも、使用開始のお手続が必要になります。  
引っ越しなどのご予定が決まりましたら、お早めにご連絡  
ください。

※水道のご使用にあたっては、さいたま市給水条例がご契約内容となります。  
さいたま市給水条例については、下記の**水道局ホームページ**でご確認ください。



#### ○水道の使用をやめる

ご連絡がない場合、水道を使用していなくても基本料金が発生しますのでご注意  
ください。

※使用中の水道をリフォームや家屋の取り壊しなどで使用するときにご連絡ください。

#### ○水道のご契約者を変更する

#### ○納入通知書(請求書)や領収書の送付先を変更する

引っ越しなどのお届け・お問合せは

水道局電話  
受付センター

**☎048-665-3220**

**FAX 048-665-5536**

受付時間 8時~21時(年中無休)



インターネットでも引っ越しに伴う使用開始・  
中止やその他のお手続を承っています。

水道局ホームページ

[https://www.city.saitama.lg.jp/  
001/006/002/index.html](https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/index.html)



## ② 水道料金について

### お支払いは2か月ごとです

水道料金は下水道使用料と併せて、2か月ごとにお支払いいただきます。ご請求予定金額は、検針の際にお渡しする「使用水量等のお知らせ」又は「さいたま市水道局アプリ」でご確認いただけます。

### お支払方法

#### ○口座振替でのお支払い

振替日にご指定の預(貯)金口座から自動的にお支払いいただく方法です。

下記の①、②をご用意のうえ、取扱金融機関(右記参照)にてお手続きください。

郵送によるお手続きも可能です(ゆうちょ銀行は除く)。

必要書類の送付をご希望の場合は水道局ホームページより電子申請又は水道局電話受付センターまでご連絡ください。

#### ①預(貯)金通帳と通帳届出印

#### ②使用者番号が分かるもの(使用水量等のお知らせ、納入通知書(請求書)、水道局アプリなど)

また「Web口座振替受付サービス」をご利用いただくと、インターネットでのお申込みが可能です。

※すでに口座振替をご利用の方で、市内で引っ越しされる場合、同じ口座を引き続きご利用いただけますので、お届けの際にお申し出ください。



(Web口座振替受付サービス)

#### 口座振替ができなかった場合は?

残高不足で口座振替ができなかった場合は「再振替通知(はがき)」でお知らせし、1か月後に再振替します。残高不足以外の理由で振替ができなかった場合は「納入通知書(請求書)」をお送りします。

#### ○クレジットカードでのお支払い

お支払いを希望するクレジットカードを「F-REGI公金支払い」に登録し、継続的にお支払いいただく方法です。

#### お申込方法

次のいずれかの方法でインターネットでのお申込みに必要な「確認番号」を取得してください。

①「さいたま市水道局アプリ」へのご登録(P5参照)

②「クレジットカード決済手続書」の郵送依頼(水道局ホームページより電子申請又は水道局電話受付センターまでご連絡ください)

#### ご利用可能金額

10万円以下 ※1回の請求金額が10万円を超える場合、クレジットカードでのお支払いはできません。

#### ご利用可能なクレジットカード



上記のブランドロゴが入ったカードがご利用いただけます。

「F-REGI公金支払い」のサイトは、次の方法でアクセスできます。

- 二次元コード(右記)の読取
  - インターネットで「F-REGI公金支払いさいたま市 上下水道料金」と検索
- ※市内で引っ越され、引き続きクレジットカードでのお支払いをご希望される場合は、水道局電話受付センターまでご連絡ください。



(F-REGI公金支払い)

#### ○納入通知書(請求書)でのお支払い

ご自宅などにお届けする「納入通知書(請求書)」にてお支払いいただく方法です。

下記の取扱金融機関(注3を除く)、コンビニエンスストアのほか、水道局各営業所、水道庁舎(営業課)、各区役所暮らし応援室でお支払いいただけます。

また、下記のスマートフォンアプリで「納入通知書(請求書)」に印刷されたバーコードを読み取ることにより、お支払いいただけます。

各アプリの詳細は、下記の二次元コードよりご確認ください。

※水道局庁舎のご案内については、巻末をご参照ください。

※コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでのお支払いは、1回の請求金額が30万円以下(「LINE Pay 請求書支払い」は5万円未満)で、バーコードが印刷されているものに限ります。

#### 〈取扱金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ〉

令和6年4月現在

ゆうちょ銀行 郵便局	埼玉、東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨の各ゆうちょ銀行 <sup>注1</sup> 各郵便局(納入期限内に限る)						
銀行	埼玉りそな、武蔵野、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、山形、群馬、足利、第四北越、八十二、SBI新生、きらやか、福島、東和、栃木、常陽 <sup>注3</sup> 、東日本、東京スター <sup>注3</sup> 、大光						
信託銀行	三菱UFJ <sup>注3</sup> 、みずほ <sup>注3</sup> 、SMB C <sup>注3</sup>						
信用金庫	埼玉縣、川口、青木、東京、城北、巢鴨、飯能						
信用組合	あすか、ハナ						
労働金庫	中央						
農業協同組合	埼玉県信連、さいたま、南彩						
コンビニ	セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ローソンストア100、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、ミニストップ、セイコーマート、ハセガワストア、タイエー、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、ハマナスクラブ、スリーエイト、MMK設置店						
スマートフォンアプリ	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>PayPay請求書払い</td> <td>PayB払込票決済</td> <td>LINE Pay 請求書支払い</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	PayPay請求書払い	PayB払込票決済	LINE Pay 請求書支払い			
PayPay請求書払い	PayB払込票決済	LINE Pay 請求書支払い					

注1 納入通知書(請求書)でのお支払いは、はがきタイプのものに限ります。

注2 口座振替のお申込みは、全国のゆうちょ銀行でお手続きいただけます。

注3 口座振替でのお支払いのみ可能です。

#### 水道料金についてのお問合せは

水道局電話 **048-665-3220**  
受付センター FAX **048-665-5536**

受付時間 8時~21時(年中無休)



## 納入証明書が必要なとき

### ○窓口での発行

水道局各営業所、水道庁舎（営業課）で発行します。身分証明書、委任状<sup>注</sup>をご持参ください。

なお、発行には所定の手数料がかかります。また、発行には時間がかかる場合があります。事前にご連絡いただきますとスムーズに発行できます。

### ○郵送での発行

【郵送での発行に必要なもの】

- ① 納入証明書発行申請書
- ② 身分証明書の写し
- ③ 切手を貼った返信用封筒（返信先の住所と氏名をご記入ください）
- ④ 手数料

所定の手数料がかかりますので、郵便局で定額小為替を購入し、同封してください。

- ⑤ 委任状<sup>注</sup> 注 申請される方が水道使用者本人又は同居家族ではない場合、委任状が必要です。
- ※ 詳細は水道局ホームページでご確認又は水道局電話受付センターへお問い合わせください。



（納入証明書の発行）

## 水道料金の減額について

下表に該当する水道使用者（給水契約者）の方は、お申込みにより、1か月の水道料金のうち「979円（税込）」を減額することができます。なお、給水契約者以外の方は、取扱いが異なります。※下水道使用料についても、併せて減額又は免除されます。

対象となる理由	お申込みの際に必要な書類
生活保護法による生活扶助を受給している方	生活保護受給証明書（原本） （各区役所の福祉課で発行しています）
児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書の写し （各区役所の支援課で発行しています）
水道を使用している方 全員の市民税・県民税が 非課税の世帯	世帯構成届出書（お申込窓口にて用意しております） 所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書） （各区役所「市税の窓口」（大宮区、浦和区は「市税の総合窓口」） 等で発行しています） ※世帯構成届出書に書かれた方全員の所得・課税（非課税）証明書（一部事項 証明書）をご提出ください。ただし、扶養されている18歳以下の方は不要です。

**お申込窓口** 水道局各営業所、水道庁舎（営業課）、各区役所暮らし応援室

お問合せは

水道局電話 **☎048-665-3220**  
受付センター **FAX 048-665-5536**

受付時間 8時～21時（年中無休）



## 「使用水量等のお知らせ」の見方

使用水量等のお知らせ

① 使用者番号 123456789  
② 浦和区 常盤6丁目 14-16  
③ 水道 太郎 様

④ 使用水量 10 m <sup>3</sup>	水道料金 ⑥ 2,376 円 うち消費税相当額 216 円	納入年月分 2月-3月分 （令和5年度）（2か月分）
⑤ 汚水排水量 10 m <sup>3</sup> （申告水量 m <sup>3</sup> ）	下水道使用料 ⑦ 1,652 円 うち消費税相当額 150 円	ご使用期間（今回締日） 令和6年1月4日 ～令和6年3月6日
今回指針 110	今回料金 ⑧ 4,028 円⑩	確認番号 ○○○○ メーター口径 20mm メーター番号 S1234567M8A
前回指針 100		
旧メーター水量 m <sup>3</sup>		

⑪ 共同住宅世帯数 ○○世帯 ⑫ 井水人数 ○○人 ⑬ 口座振替予定日 令和6年4月1日  
さいたま市水道局 営業系業務委託者 一般財団法人埼玉水道サービス公社

⑭ 通信欄

⑮ 水道料金・下水道使用料  
口座振替済通知書

納入年月分	振替年月日	振替金額（円）
5.12～6.1	6.2.1	4,065
使用水量（m <sup>3</sup> ）	水道料金（円）	うち消費税相当額（円）
12	2,376	216
汚水排水量（m <sup>3</sup> ）	下水道使用料（円）	うち消費税相当額（円）
12	1,689	153

上記の金額を口座振替により収納しました。

さいたま市水道局

※このお知らせで水道料金・下水道使用料をいただくことはありません。  
※このお知らせでは金融機関やコンビニエンスストア等でのお支払いはできません。

※この「使用水量等のお知らせ」は令和6年4月現在のものです。

- ① お客さまの使用者番号です。各種お申込みやお問合せの際にご利用いただけます。
- ② 水道のご使用場所です。
- ③ 水道のご使用者名です。
- ④ 今回の水道の使用水量です。
- ⑤ 今回の下水道の汚水排水量です。
- ⑥ 今回の水道料金です。
- ⑦ 今回の下水道使用料です。
- ⑧ 水道料金と下水道使用料をあわせた、今回のご請求額です。
- ⑨ 今回のご使用期間です。
- ⑩ お客さまの確認番号です。※クレジットカード払いを利用されたことのある方にのみ表示されます。
- ⑪ 前回の使用水量です。※該当のある方にのみ表示されます。
- ⑫ 前年同期の使用水量です。※該当のある方にのみ表示されます。
- ⑬ お客さまのお支払方法に関する情報です。  
(ア) 口座振替の場合  
口座振替予定日 ○○年○○月○○日  
(イ) クレジットカード払いの場合  
クレジットカード決済の予定です。  
(ウ) 請求書（納入通知書）の場合  
納入期限 ○○年○○月○○日
- ⑭ 通信欄です。水道局からのお知らせ等を記載します。
- ⑮ 前回料金を口座振替により収納したことの通知です。※口座振替によりお支払いされた方にのみ表示されます。

### さいたま市水道局アプリをご利用ください

「さいたま市水道局アプリ」では、パソコン又はスマートフォンで使用水量などをご確認いただけます。二次元コード又はURLから無料でダウンロードできます。ご登録の際は、使用者番号が必要となりますので使用水量等のお知らせ、納入通知書（請求書）などでご確認ください。なお、ご登録後、使用水量等のお知らせは紙ではなく原則アプリのみで配信します。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/045/001/p094244.html>



## 水道料金表と計算方法

### さいたま市水道料金表(1か月) 税抜

令和6年4月現在

用途	水道メーター口径	基本料金		水量料金(1m <sup>3</sup> につき)		
		水量	金額	水量	金額	
一般用	13mm	8m <sup>3</sup> まで	890円	水道メーター口径25mm以下	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	175円
	20mm		1,080円		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	220円
	25mm		1,750円		30m <sup>3</sup> を超える分	310円
	30mm	水道メーター口径30mm以上	4,800円	60m <sup>3</sup> までの分	310円	
	40mm		14,800円			
	50mm		38,200円	60m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	345円	
	75mm		86,500円			
	100mm		184,500円			
	150mm		310,900円	500m <sup>3</sup> を超える分	395円	
	200mm		988,300円			
注 共同住宅用	8m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量まで	890円に世帯数を乗じて得た額	8m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量を超え20m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量までの分	175円		
			20m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量を超え30m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量までの分	220円		
			30m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量を超える分	310円		

### ○水道料金計算方法

水道の検針は、2か月ごとに行っています。下記の例のように検針した水量を2か月で割り、1か月ごとの水道料金を算出し、2か月分を合算します。

例

一般家庭 …… 使用口径 **20mm**

請求月分 …… 5～6月分

使用水量 …… 51m<sup>3</sup>の場合

( $51\text{m}^3 \div 2\text{か月} = 25.5\text{m}^3$   
5月分を26m<sup>3</sup>、6月分を25m<sup>3</sup>として計算します)

●5月分26m<sup>3</sup>

基本料金 …… 1,080円

水量料金 …… 9～20m<sup>3</sup> 175円×12m<sup>3</sup>=2,100円  
21～26m<sup>3</sup> 220円×6m<sup>3</sup>=1,320円

合計(税抜) 4,500円

+

●6月分25m<sup>3</sup>

基本料金 …… 1,080円

水量料金 …… 9～20m<sup>3</sup> 175円×12m<sup>3</sup>=2,100円  
21～25m<sup>3</sup> 220円×5m<sup>3</sup>=1,100円

合計(税抜) 4,280円

消費税

(4,500円+4,280円)×1.10=9,658円  
(1円未満切り捨て)

ご請求金額(税込) **9,658円**

※下水道をご利用いただいているお客さまは、下水道使用料も併せて請求しています。

※下水道使用料については、市ホームページをご確認ください。

※口径30mmの料金はさいたま市給水条例附則第7項により上記のとおりになります。(新設工事等により30mmのメーターを新たに設置することはできません)

注 全体の使用水量を1つの水道メーターで計量し、本市で共同住宅用扱いと認定された建物に適用されます。

# ③ 検針と水道メーター

## 検針にご協力ください

水道局で委託している検針員が2か月に1回、水道メーターの検針に伺います。検針が正確かつ迅速にできるようにご協力をお願いします。



中はいつもきれいに



犬は離れた場所につないで



自転車を置かないで



上には物を置かないで



自動車を置かないで



敷地内に立入ることをご了承ください。  
検針員は「身分証明書」を携帯しています。

## 水道メーターを読みましょう

### ○水道メーターを見ることで、水道の使用量をご確認いただけます。

現在のメーター指針から前回のメーター指針(「使用水量等のお知らせ」に表示してあります)を差し引いた数値が使用水量になります。

※メーターには、「1リットル・10リットルの針(赤い針)」、「100リットル(赤い数字)、1m<sup>3</sup>・10m<sup>3</sup>・100m<sup>3</sup>・1000m<sup>3</sup>(白い数字)の数字盤」があります。水道料金は1m<sup>3</sup>単位料金ですので、白い数字のみを読みます。

※このメーターは86m<sup>3</sup>654リットルを示しています。



## 水道メーターの破損、紛失にご注意ください

水道メーターは、水道局が設置していますが、管理はお客様に行っていただいております。家屋の解体工事、改築工事などで水道メーターを破損、紛失した場合には、お客様に弁償していただきますので、適切な管理をお願いします。



メーターボックス

# ④ こんなときはあわてずに

## 水が出ない

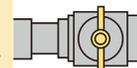
### ○自分の家だけ

メーターボックスの中にある止水栓をご確認ください。



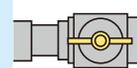
### 閉まっていた

止水栓を開けてご使用ください。



### 開いていた

水道局電話受付センターにお問い合わせください。



### ○近所一帯

- 水道工事や突発的な事故などで断水している場合があります。
- 揚水ポンプがある建物では、ポンプの故障が考えられます。建物管理者にご連絡ください。

## 水が濁る

水が濁った原因として次のようなことが考えられます。また、濁った水は飲用以外にご使用ください。

### ○自分の家だけ

ご自宅の給水管の老朽化が考えられます。工事のご相談は、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者にご連絡ください。なお、ご自宅の給水管の費用はお客様負担となります。

※さいたま市水道局指定給水装置工事事業者については、[水道局ホームページ](#)をご確認ください。

さいたま市 水道工事の申込みは指定工事事業者へ

検索



### ○近所一帯

水道工事や突発的な事故などが考えられます。また、落雷などにより停電が発生すると、配水場のポンプが一時的に停止することで、水道管の中を流れる水の速さや方向が急激に変わって濁りが出ることもあります。詳細は[水道局電話受付センター](#)にお問い合わせください。

お問合せは

水道局電話 **048-665-3220**

受付センター FAX **048-665-5536**

受付時間 8時~21時(年中無休)



# 5 漏水について

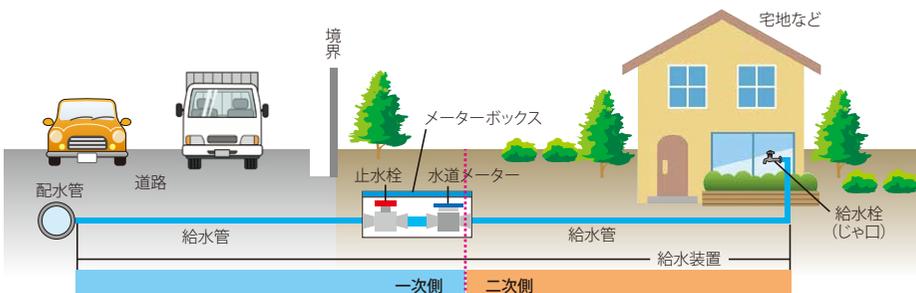
## 漏水の見つけ方

家の全てのじゃ口を閉めてから水道メーターを確認したとき、パイロットが一定の方向に回転していると漏水の可能性がります。



点検箇所	点検ポイント	日頃から注意しましょう
じゃ口	じゃ口をしっかり閉めても、水がポタポタ落ちる。	じゃ口が閉まりにくい時は、無理に閉めずにすぐ修繕する。
水洗トイレ	使用していないのに水が流れている。	使用前に水が流れていないか確認する。
受水槽	使用していないのにポンプのモーターがたびたび動く。	ポンプ以降の漏水が考えられるため、給水設備を定期的に点検する。
壁(配管部分)	配管してある壁や羽目板がいつも湿っている。	家の外側を定期的に見回る。
地表(配管部分)	配管してある地面がいつも湿っている。	発見しやすいように、給水管が布設された場所に物を置かない。
下水のます	いつもきれいな水が流れている。	ますのふたを定期的に開けて確認する。

## 漏水修繕の費用と依頼先



費用	自然漏水は水道局負担	お客さま負担
修繕の申込先	漏水通報専用 いちはやく ツー ホー を <b>☎0120-189-240</b> ※水道局から調査・修繕に伺います。	お近くのさいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者又は指定給水装置工事事業者にご依頼ください。 ※事業者の紹介は、水道局電話受付センター(048-665-3220)にご連絡又は水道局ホームページ(「さいたま市漏水の修繕と水道工事の申込み」で検索)でご確認いただけます。

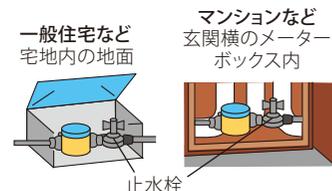
## 漏水修繕のお申込み

漏水を修繕するときは、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者又は指定給水装置工事事業者にお申し込みください。

### ○漏水修繕のお申込みの際には…

工事後のトラブルなどを避けるため、次のような点にご注意ください。

- ①希望する内容の工事を行うことができるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者であることを確認する
- ②工事の内容や費用について十分に説明を受ける
- ③複数の業者から見積りを取る  
※見積りが有料になる場合もありますので、事前にご確認ください。

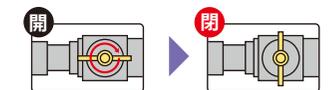


### ○漏水を修繕するまでの応急処置のしかた

修繕するまでは、次のような応急処置をしておきましょう。

#### ①止水栓を閉める

メーターボックスの中にある止水栓を右(C)に回して止めてください。古い止水栓には閉まりにくいものがあります。破損防止のため、無理に閉めないでください。



※自動給水する温水器などは、水を止めると故障することがありますのでご注意ください。



#### ②破裂した部分を補強する

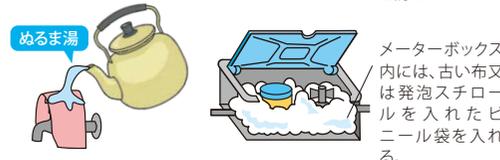
破裂した部分に布又はテープをしっかり巻きつけ、針金がひもでしばってください。

## 水道管にも防寒対策を

じゃ口や水道メーターが凍結すると、破裂やヒビ割れのため漏水することがあります。ご自宅などの水道管も早めに冬支度をしましょう。



※凍結して水が出ないときは、タオルなどの布をかぶせて、その上からゆっくりぬるま湯をくり返しかけて溶かしてください。急に熱湯をかけると、じゃ口や水道管が破裂することがありますので、特にご注意ください。



新たに水道管を設置したり、改造工事や撤去工事を行うときは、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者にお申し込みください。

※水道工事についても「漏水修繕のお申込みの際には…」の注意事項をご確認のうえ、お申し込みください。

# 6 家庭の水道のしくみ

## 給水装置や給水設備はお客さまの財産です

### ○日頃から維持管理をお願いします



ご家庭などに水をお届けするために道路に埋められた水道管を「配水管」といいます。

「配水管」から分かれて宅地まで引込まれた「給水管」や「止水栓」、「水道メーター」、「給水栓(じゃ口)」などの器具をまとめて「給水装置」といいます。



中高層住宅では「受水槽(タンク)」から「給水栓(じゃ口)」までを「給水設備」といいます。

### 貯水槽方式

受水槽や高置水槽を設置する方式

主に高い建築物(マンション・事務所ビル)など

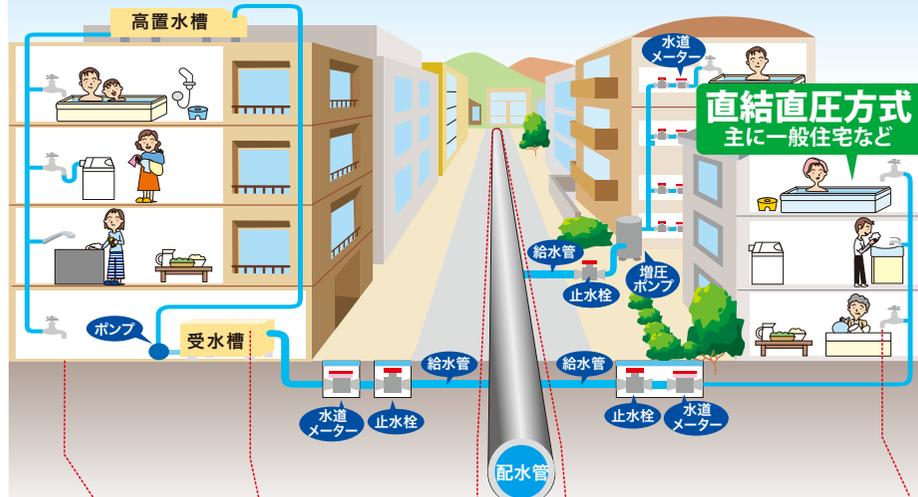
### 直結増圧方式

受水槽などを設置せずに増圧ポンプで直接給水する方式

主にマンション・事務所ビルなど

### 直結直圧方式

主に一般住宅など



呼び方	給水設備 受水槽からじゃ口まで	給水装置 配水管の取出口から受水槽に入るまで	配水管	給水装置 配水管の取出口からじゃ口まで
所有区分	所有者等		水道局	所有者等

### ○一般住宅など

#### 直結直圧方式

浄・配水場から送り出された水道水を直接じゃ口まで給水する方式で、3階までの住宅・共同住宅・事務所ビルなどが対象です。



### ○マンション・事務所ビルなど

#### 貯水槽方式

高い建物では、受水槽に水を貯め、ポンプで高置水槽(屋上のタンク)にくみ上げてから各階に給水する方式と受水槽から各階にポンプで給水する方式があります。



#### 直結増圧方式

給水管の途中に増圧設備を設置し、受水槽を経由しないで4階から15階程度の中高層階へ給水する方式で、給水管の口径が75mm以下の住宅、共同住宅、事務所ビルなどが対象です。



## 直結給水システムをお勧めします

水道局では、受水槽(貯水槽)における衛生上の問題を解決するため、配水管からじゃ口まで水道水を直接お届けする直結給水システム(直結直圧方式・直結増圧方式)をお勧めします。

### 直結給水システムにすると

- 新鮮な水……配水管から直接給水します。
- 省エネルギー……配水管の水圧を有効利用でき、省エネルギー化が図られます。
- 省スペース……受水槽の設置スペースを有効利用できます。

#### 【ご注意】

※建物の用途によっては直結給水システムに適さない場合があります。  
 ※直結給水システムに係る工事のお申込みにつきましては、さいたま市水道局指定給水装置工事業者に問い合わせてください。  
 また、直結給水システムに係る費用はお客さまのご負担となります。

直結給水についてのお問合せは

給水工事課

☎048-714-3188  
 FAX 048-832-9351



# 7 水質について

## 安全な水道水のために

お客さまに安心して水道水を使っていただくため、水道法に定められた水質基準項目及び水質管理に必要な項目について、次のとおり水質検査を実施しています。

検査項目	検査場所	検査回数
色・濁り・残留塩素の3項目	公園のじゃ口など	1日1回以上
水質基準項目 (一般細菌・大腸菌など)	浄・配水場の出口の水 公園のじゃ口など	項目により設定 (1年に1~12回)

※原水(市内の深井戸)についても必要な検査を実施しています。  
※工事などにより休止となっている箇所については、水質検査を休止する場合があります。

## このような症状のときは

**症状** やかん、加湿器の噴出口、じゃ口などの水周りに白い固形物が付着する。

### 原因・対処法

水道水中に含まれるカルシウム、マグネシウムなどのミネラル分が水の蒸発により析出したもので安全性に問題はありません。取り除くときは、お酢やクエン酸でじゃ口や器具を傷つけないようにこすり落とししてください。



**症状** 浴室、洗面所、トイレの衛生容器やタオルなどがピンク色になる。

### 原因・対処法

空気中の雑菌が付着し、繁殖するとピンク色の色素をつくる場合があります。湿気の多い場所は、換気や清掃をこまめに行うことをお勧めします。



**症状** 浴室のタイル、浴槽、洗面器などが青くなる。

### 原因・対処法

宅内の給湯管、給水管に使用されている銅管から銅が溶け出し、せっけんと結合することにより水に溶けない青色の付着物(銅せっけん)になります。

銅管は長時間使用することにより酸化銅の皮膜が形成され溶出されにくくなります。容器などにせっけんや湯あかが残らないよう、お手入れをお勧めします。



**症状** 水道水の塩素のにおいが気になる。

### 原因・対処法

水道水は衛生上の観点から、塩素消毒が法律で義務付けられています。塩素臭は、水道水が病原菌などの汚染から守られた安全な水である証拠ですが、においが気になる場合は次の方法をお試しください。

- 冷やす : 10~15℃に冷やすとにおいを和らげることができます。
- 煮沸する : 沸騰したらフタを取り、弱火で5分ほど煮沸するとにおいを取り除くことができます。ただし、消毒効果がなくなり、雑菌が繁殖しやすくなりますので、お早めに飲用してください。



## 水質についてのお問合せは

水道局電話 **☎048-665-3220**  
 受付センター **FAX 048-665-5536** 受付時間 8時~21時(年中無休)



# 8 インフォメーション

## 悪質な水道修理業者にご注意ください

家庭に配布されたチラシやインターネット広告などを見て修繕のお申込みをしたお客さまに対し、申し込んだこと以外の作業を行い、高額な請求をする悪質な水道修理業者が増えています。修繕を申し込む前に、複数業者から見積りをとるなど、工事内容を十分確認しましょう。

○水道局では次のようなことは一切行っていません。

- 水道管の点検、清掃の勧め
- 浄水器などの販売や斡旋
- 申し込んでいない水質検査やじゃ口の点検
- 電話や訪問でのアンケート
- 検針票での集金
- メーター交換代金の請求 など

※水道局職員は「職員証」、水道局から委託を受けた者は、さいたま市水道事業管理者発行の「受託者証明書」を携帯していますので提示を求めてください。すぐには玄関に入らず、名前、所属、訪問の目的、用件などを確かめ、少しでも怪しいと思ったら、きっぱりと断りましょう。その他不審な点がありましたら、水道局電話受付センター(048-665-3220)までご連絡ください。



## 受水槽(タンク)や高置水槽の管理は十分に

### ○貯水槽水道を利用している

貯水槽水道の管理は設置者が行うこととなっています。有効容量が10m<sup>3</sup>を超える受水槽については、毎年1回以上定期的に清掃・管理状況の検査が義務付けられていますが、10m<sup>3</sup>以下であっても設置者が責任をもって清掃などの管理をするようお願いいたします。

### ○管理の方法

#### ①水槽の清掃

毎年1回以上定期的に水槽の清掃を行ってください。

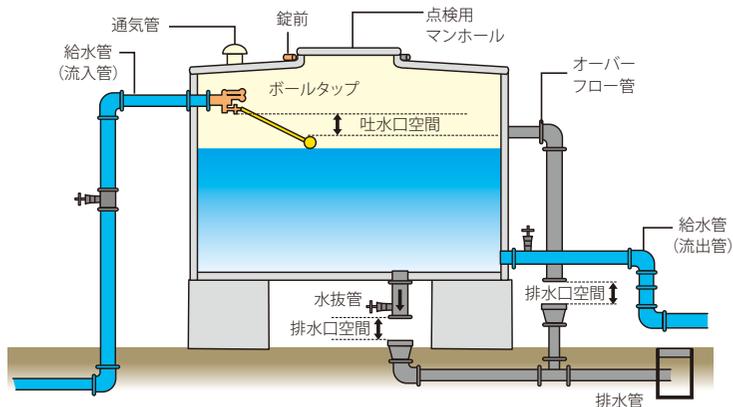
※清掃は、建築物衛生法第12条の2第1項第5号による登録を受けた、建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業者に依頼するのが望ましいとされています。市内で登録されている営業所一覧は、市ホームページ「建築物衛生法に基づく登録営業所一覧」をご確認ください。

#### ②水槽の点検

以下の項目について、定期的に点検してください。

- 水槽の周囲は清潔に。汚染の原因となるものは置いていませんか。
- 水槽にひび割れ、漏水はありませんか。
- 水槽内に沈殿物や浮遊物はありませんか。
- 水槽のふたにカギがかかっていますか。
- オーバーフロー管や通気管の防虫網に異常はありませんか。

※異常があった場合は、施設の補修などを行ってください。



#### ③水質検査の実施

1日に1回無色透明なコップにじゃ口から水を採り、以下の項目についてチェックしてください。

- 色
- にごり
- におい
- 味

※異常があった場合は、検査機関に検査をお申し込みください。

#### ④給水の停止および関係者への周知

水の汚染に気づいたら、ただちに給水を停止し、利用者や水道局電話受付センター(048-665-3220)にご連絡ください。

## 小規模貯水槽水道の点検を実施しています

小規模貯水槽水道を利用する皆さまに安心して水道水をお使いいただけるよう、設置者又は管理者立会いのもと、計画的に巡回点検を行います。

### ○小規模貯水槽水道とは

受水槽(タンク)が設置されているビル・マンションなどの水道施設のうち、有効容量が10m<sup>3</sup>以下のものをいいます。

### ○点検にあたって

点検は無料で、事前に設置者又は管理者の皆さまにご案内を送付しています。実施年度につきましても、地域ごとに異なりますので、水道局ホームページにてご確認ください。

さいたま市 貯水槽水道の管理をお願いします

検索



※水道局から委託を受けた者は、さいたま市水道事業管理者発行の「従事者証明書」を携帯し、腕章をつけています。また、職員は「職員証」を携帯しています。不審に思われたときは、これらの提示を求めるか、給水装置課にご連絡ください。

貯水槽の管理についてのお問合せは

給水装置課

☎048-788-2933  
FAX 048-669-2260



## 水道メーターを計画的に取り替えています

水道メーターは、計量法において有効期間が8年と定められており、期間内のものを使用しなければなりません。そのため、有効期間が終了する前に新しい水道メーターに取り替える必要があります。

該当するお客さまには、水道局から委託を受けた者が、事前に「水道メーター取替えのお知らせ」のチラシを配布し、後日、水道メーターの取替えを行いますのでご協力をお願いします。

なお、水道メーターの取替えにかかる費用は無料です。

※水道局から委託を受けた者は、さいたま市水道事業管理者発行の「受託者証明書」を携帯し、腕章をつけています。不審に思われたときは、証明書の提示を求めるか、給水装置課にご連絡ください。

水道メーターの取替えについてのお問合せは

給水装置課

☎048-788-2749  
FAX 048-669-2260



# 9 災害に備えて

さいたま市 応急給水場所について

検索



(応急給水場所について)

## いざという時の応急給水

水道局では、災害などにより断水した場合に、「応急給水場所」で皆さまに飲料水をお配りします。

市内には、学校・公園などに111か所(浄・配水場20か所、災害用貯水タンク68か所、非常災害用井戸23か所)の応急給水場所があります。

災害時には、[水道局ホームページ](#)等で開設状況をご確認のうえ、水を入れる容器をご持参ください。

## 災害時の飲料水確保は、まずご家庭から

災害時には交通機関の途絶や道路渋滞などにより、応急給水活動の体制が整うまでに時間がかかることも予想されます。ふだんから飲料水の備蓄をお願いします。

### ○日頃から飲料水の備蓄を!

備蓄する量の目安…1日1人3L、3日分(9L)以上

※1日1人3リットルは、人間が生きていくために最低限必要な水量です。

### <水道水をくみ置きする場合>

容器

清潔でふたのできる容器(ポリタンク・ペットボトルなど)  
※空気が入らないように水を容器の口元いっぱいまで入れてください。

保存期間

直射日光の当たらない  
常温の場所で3日、冷蔵  
庫で10日程度

※浄水器を使用した水や沸騰させた  
水は消毒効果が薄れているため、毎日交換する必要があります。



## 生活用水の確保も大切です!

●お風呂の残り湯は次に入るまで抜かないようにしましょう。

トイレや洗濯などに使えます



さいたま市水道局の  
応急給水場所(111か所)

- 浄・配水場 (20か所)
- 災害用貯水タンク (68か所)
- ▲ 非常災害用井戸 (23か所)

## ご自宅近くの応急給水場所を確認しましょう

設置場所			
西区	馬宮配水場	飯田新田351	■
	北部配水場	宝来880-1	■
	指扇小学校	西大宮1-49-6	●
	馬宮中学校	二ツ宮589-1	●
	土屋中学校	土屋1766-1	●
	大宮西中学校	三橋6-1558	●
	指扇北小学校	中釘1506-1	▲
	栄小学校	飯田811	▲
	指扇中学校	西大宮3-31-1	▲
	(10) 大宮西小学校	三橋5-1359	▲
北区	高鼻浄水場	益裁町200	■
	日進浄水場	日進町1-734	■
	日進北小学校	日進町3-178	●
	日進中学校	櫛引町2-503-1	●
	宮原小学校	宮原町4-102-6	●
	つばさ小学校	宮原町3-902-4	●
	大宮別所小学校	別所町42-1	●
	大砂土小学校	本郷町1	●
	東大成小学校	東大成町2-12	●
	前谷公園	吉野町1-9	●
	つつじヶ丘公園	吉野町2-213	●
	(12) 水道総合センター	東大成町2-445-1	▲
大宮区	大宮配水場	桜木町4-534-1	■
	新都心配水場	吉敷町4-265	■
	大宮南小学校	吉敷町3-87	●
	大宮東小学校	堀の内町3-145	●
	大宮北小学校	宮町3-84	●
	桜木中学校	桜木町4-219	●
	大成小学校	大成町2-282	●
	三橋小学校	三橋2-20	●
	大宮国際中等教育学校	三橋4-96	●
	(10) 大宮東中学校	堀の内町1-99	▲
見沼区	東大宮浄水場	東大宮4-51-1	■
	東部配水場	御蔵1567-1	■
	深作配水場	深作921-1	■
	大宮八幡中学校	南中丸357	●
	七里小学校	東宮下312	●
	大谷中学校	大谷1634-2	●
	蓮沼小学校	蓮沼1070	●
	春里中学校	小深作268-19	●
	大砂土東小学校	大和田町2-998	●
	大宮体育館	大和田町1-305	●
	片柳中学校	御蔵551	▲
	島小学校	島町533-2	▲
	(13) 海老沼小学校	東新井710-5	▲

設置場所			
中央区	鈴谷小学校	鈴谷5-1-1	●
	与野西中学校	鈴谷8-10-33	●
	与野西北小学校	円阿弥4-3-7	●
	下落合小学校	上落合1-7-33	●
	上落合公園	上落合4-11	●
	与野公園	本町西1-14	●
	中央区役所	下落合5-7-10	●
	与野八幡小学校	本町東5-23-14	▲
	与野南中学校	大戸2-6-25	▲
	与野中央公園	新中里4-7	▲
	(11) 八王子公園	八王子4-2	▲
桜区	土合浄水場	西堀8-25-30	■
	西部配水場	神田646	■
	中島小学校	中島1-28-1	●
	栄和小学校	栄和1-7-1	●
	大久保東小学校	大久保領家331	●
	新開小学校	新開2-18-1	▲
	上大久保中学校	上大久保861-1	▲
	(8) 田島中学校	田島10-13-1	▲
浦和区	北浦和浄水場	針ヶ谷1-18-2	■
	東浦和浄水場	駒場2-4-3	■
	岸町小学校	岸町5-20-4	●
	高砂小学校	岸町4-1-29	●
	木崎小学校	領家4-19-4	●
	大東小学校	大東3-14-1	●
	大原中学校	大原3-1-11	●
	常盤中学校	針ヶ谷4-1-9	●
	上木崎小学校	上木崎3-4-3	●
	市営浦和球場	本太4-25	●
	仲本小学校	本太2-12-31	▲
	木崎中学校	瀬ヶ崎2-17-1	▲
	(13) 水道庁舎	常盤6-15-20	▲

### 給水を受ける容器などの備えを!

ポリタンクやペットボトルなどの容器を日頃から準備しましょう。  
また水は重いものです。容器を入れるリュックサックやキャリーバッグなどを用意しておくと便利です。

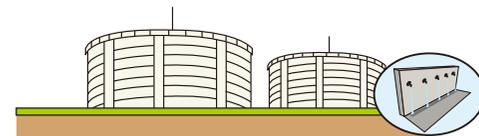


- 浄・配水場 (20か所)
- 災害用貯水タンク (68か所)
- ▲ 非常災害用井戸 (23か所)

111か所

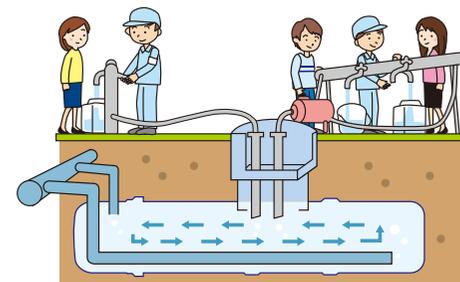
設置場所			
南区	旧南浦和浄水場	南本町1-16-22	■
	白幡配水場	白幡6-15-16	■
	大谷場小学校	南浦和1-18-3	●
	谷田小学校	太田窪5-10-6	●
	善前小学校	太田窪2500-1	●
	大谷口中学校	広ヶ谷戸21	●
	南浦和中学校	辻6-1-33	●
	文蔵小学校	文蔵5-16-29	●
	浦和大里小学校	別所7-14-28	●
	西浦和小学校	曲本1-3-5	●
	沼影市民プール	沼影2-7-35	●
	(12) 南浦和小学校	白幡1-1-20	▲
緑区	南部配水場	上野田992-1	■
	尾間木配水場	東浦和3-7-25	■
	原山中学校	太田窪1-10-22	●
	美園中学校	大崎2550-3	●
	大門小学校	大門1189	●
	尾間木中学校	東浦和4-29-1	●
	三室小学校	三室1994	●
	松芝公園	芝原2-4	●
	美園北小学校	美園2-12-11	●
	東浦和中学校	中尾1207-1	▲
	道祖土小学校	道祖土1-1-1	▲
	(12) さいたま市立病院	三室2460	▲
岩槻区	金重配水場	金重52-18	■
	南下新井配水場	南下新井907-8	■
	相野原配水場	相野原267-1	■
	岩槻本丸公民館	本丸3-17-1	●
	岩槻諏訪公園	諏訪4-4	●
	西原小学校	西原6-25	●
	柏陽中学校	真福寺454	●
	岩槻中学校	仲町1-14-35	●
	城北小学校	岩槻6619	●
	(10) 川通中学校	長宮435	●

## ■ 浄・配水場



ふだん皆さまに水を届けるためにたくさんの水が貯えられていますが、災害時には応急給水場所になります。

## ● 災害用貯水タンク



タンクは水道管とつながっていて、中の水が循環しています。災害時にはタンクの出入口を遮断し、100m<sup>3</sup>\* (1人1日3リットルとして11,000人に3日分)の飲料水を確保します。  
※岩槻本丸公民館のみ60m<sup>3</sup>のタンク

## ▲ 非常災害用井戸



自家発電設備により井戸から水をくみ上げ、災害時に飲料水をお配りする施設です。

応急給水場所についてのお問合せは

水道総務課

☎ 048-714-3182  
FAX 048-832-5929



## 水道に関するお届け・お問合せは

- 水道の使用開始・中止・ご契約者変更について
- 水道料金・使用水量について
- お問合せ先がわからないとき

### 水道局電話受付センター

**☎048-665-3220**

**FAX 048-665-5536**

受付時間 8時～21時(年中無休)



### 道路漏水を発見したら

漏水通報専用ダイヤル

いち はやく ツー ホー を

**☎0120-189-240**

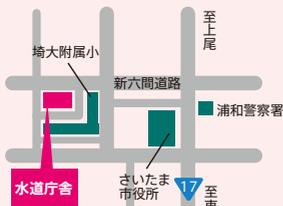
携帯電話・スマートフォンからもつながります

受付時間 24時間365日対応

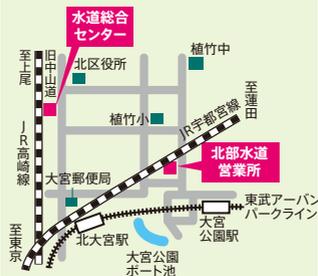


## 水道局庁舎案内 (お電話は水道局電話受付センターへ)

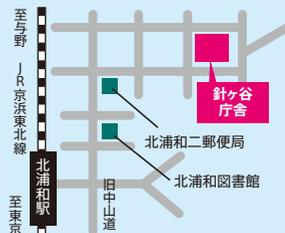
**水道庁舎** 浦和区常盤6-14-16



**北部水道営業所** 北区益裁町200-1  
**水道総合センター** 北区東大成町2-445-1



**針ヶ谷庁舎** 浦和区針ヶ谷1-18-2  
(南部水道営業所)



編集・発行

さいたま市水道局 水道総務課

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16

☎ 048-714-3069

FAX 048-832-5929